

大分大学生生活協同組合 IC 利用約款

第 1 章 IC カードの基本原則

本規則は、組合員が生協の IC カードを利用するに際して共通する利用規則であり、利用約款です。

（IC カードの定義）

第 1 条 この約款でいう大分大学生生活協同組合（以下、生協という）の IC カードとは、生協が発行する組合員認証機能を搭載した組合員カードをいい、この約款では、IC カードと呼称します。また、この約款に基づいて生協の組合員には IC カードが発行されます。

2 大学生協で運用されている「大学生協アプリ（公式）」について、この約款では IC カードと「同義」とし、物理的な IC カードに代替するサービスとして読み替えて取り扱います。

（約款の効力）

第 2 条 IC カードは、この約款に基づき発行されます。

（IC カードの利用）

第 3 条 組合員は、IC カードに搭載された IC チップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができます。

2 IC カードの利用にあたっては、本約款を遵守するものとします。

3 組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員の資格を喪失すると同時に、本条第 1 項にいうサービスを受けることができなくなるものとします。

（IC カードの紛失・盗難）

第 4 条 組合員が、IC カードを紛失するか、盗難にあった場合は、速やかに生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとします。

2 IC カードを紛失するか盗難にあった組合員が、当該 IC カードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該 IC カードを再利用できるものとします。

3 IC カードを紛失・盗難その他の事由により、1 項による届け出の前に、他人に利用された場合に生じた一切の損害については、組合員がこれを負担するものとします。

（IC カードの再発行）

第 5 条 組合員は、IC カードの忘失・盗難、汚損、その他 IC カードの再発行を必要とする事由により、再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとします。

2 IC カードの再発行を受ける場合の手数料は、生協所定の手数料を負担するものとします。

(不備の申し出)

第6条 組合員が、ICカードの発行または再発行を受けた場合は、組合員は、直ちにICカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

(個人情報の利用とプライバシー情報の保護)

第7条 生協は、別途定められた個人情報保護方針に基づき、生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

2 生協は、組合員がICカードを利用することによって入手した組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

(届出事項の変更)

第8条 組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。

2 組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(ICカードの利用停止と返却)

第9条 組合員は、次の何れかに該当した場合に、生協が、生協の提供するサービスにおいて、当該組合員のICカード利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

(1) 申し込み時に虚偽の申告をした場合

(2) 本約款のいずれかに違反した場合

(3) ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合

(4) 大学生協が運営する管理サーバに記録された内容を改ざんした場合

(5) その他、組合員のICカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

(6) 生協が発行した組合員カードは組合員身分を失ったとき

2 組合員が、自らICカードの利用を停止する場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

第2章 ICカードの機能・サービス

第1節 電子マネー機能の利用

(電子マネー利用方法)

第10条 組合員は、生協に持参、もしくは生協が指定する方法での金融機関等を使った支払手続きをすることによって、納めた金額と同等の入金額を、大学生協が運営する管理サーバに蓄積し、組合員は利用することができます。

2 組合員は、本条第1項により記録された金額もしくは生協が指定する割増率で増額された金額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下「指定店舗」という）においてICカード対応機器で記録された金額を読み取り、入金した金額相当額で、指定店舗における決済代金（商品代金、送料、手数料および消費

税を含む)の全部または一部の支払いとして利用するか大学生協が指定するサービスを受けることができるものとします。

(電子マネーの形態・利用ルール等)

第 11 条 生協は、電子マネーの設定形態、限度額、入金額に対する割増などの運用ルールに関して、別途「告知事項」・「同意事項」を通知するものとします。

(IC カードで電子マネーが利用できない場合)

第 12 条 組合員は、次の場合には、IC カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1) IC カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、通信環境の障害、停電等により IC カードを利用することができない場合

(2) 生協が、IC カードで利用ができない商品及びサービスを指定している場合

(IC カードの紛失・汚損等による電子マネーの処理)

第 13 条 IC カードの汚損により、電子マネー金額等の読み取りができなくなった場合、または IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合は、本約款第 5 条にいう再発行の届出を行うものとします。

2 組合員が IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、本約款第 4 条及び第 5 条にいう届出を行うものとします。紛失にはカード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととします。

(返金の禁止)

第 14 条 電子マネー未使用残額の返金は、組合員の死亡・退学脱退等の事由により、組合員が IC カードの使用を停止し、生協所定の手続きによって IC カードを生協に返却する場合を除き行わないものとします。

2 前項にいう電子マネー未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、生協が定めた所定の方法により行うものとします。

3 電子マネー未使用残額は、組合員資格喪失後、「脱退組合員決済基準」に定める規定による、出資金の扱いに準じて執行するものとします。

第 2 節 ポイント機能の利用

(ポイントの発生)

第 15 条 生協は組合員に、電子マネー利用金額に対応して算定された特典、もしくは生協において所定の条件・方法により設定された特典(以下、「ポイント」という)を付与することができます。

2 ポイント対象店舗、商品やポイントの算定率ならびに付与内容は、生協が定めた方法で組合員に通知します。

3 短期間のセールや企画におけるポイント対象店舗、商品やポイントの算定率ならびに付与内容は、組合員に予告無く変更する場合があります。

（ポイントの受領）

第 16 条 組合員は、本約款第 15 条により発生するポイントを IC カード等の手段により受け取ることができます。

（ポイントの失効）

第 17 条 組合員が定款に定める自由脱退の手続を行った場合及び、組合員資格を喪失し、法定脱退手続を行った場合は、当該の組合員に付与されたポイントの権利は失効するものとします。

第 3 節 ミールシステムの利用

（ミールシステムの定義）

第 18 条 組合員は、生協が指定した方法で申し込み、支払手続きをすることによって、生協が指定した IC カード等によりミールシステムの機能を使用することが出来ることとし、利用組合員をミールシステム利用組合員といいます。

2 ミールシステム利用組合員は、IC カード等での認証によりミールシステムの機能を利用することで、生協が指定した期間、かつ生協が指定した食堂等の店舗（以下、指定食堂等という）、かつ生協が指定した営業日・営業時間および指定した 1 日あたり限度額の範囲内で、生協の指定する食事等のサービス・商品（以下、食事等という。）を利用することが出来ることとします。このような利用を電子マネー利用と区別してミールシステム利用といいます。

（ミールシステムの形態・利用ルール等）

第 19 条 ミールシステム利用組合員は、ミールシステム利用の対象期間に対応する生協が指定した金額（以下、ミールシステム代金という）を、現金による支払いもしくは生協が指定する方法での金融機関等を使った支払手続きをすることにより、ミールシステム利用ができるものとします。

2 生協は、ミールシステムの設定形態、限度額、などの運用ルールに関して、別途「告知事項」・「同意事項」を通知するものとします。

3 ミールシステム利用は、ミールシステム利用組合員本人による利用の場合に限定し、IC カード等の他人への貸与による利用、もしくは他人に供与する目的での購入についての利用は出来ないこととします。

（IC カードの紛失・汚損等によるミールシステムの処理）

第 20 条 IC カードの汚損により、ミールシステム機能の読み取りができなくなった場合、または IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ミールシステム利用組合員は本約款第 5 条にいう再発行の届出を行うものとします。

2 ミールシステム利用組合員が IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、本約款第 4 条及び第 5 条にいう届出を行うものとします。紛失にはカード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととします。

(返品・返金の禁止)

第 21 条 ミールシステムで購入した食事等の商品についての返品及びミールシステム代金の返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合のほかは、受け付けないものとします。

第 22 条 欠番

第 23 条 欠番

(ミールシステム解約の場合の返金)

第 24 条 ミールシステム利用組合員が、ミールシステム利用期間中において解約する場合は、以下の定めによることとします。

(1) 中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって 1 ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、もしくは生協が認めた場合においては、生協は、組合員からの事前もしくは事後 1 年以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールシステム代金からミールシステム利用累計額を差し引いた残額を返金することとします。ここで言う事後とは、大学への通学ができなくなった時、もしくは生協が認めた時を基準とします。

(2) (1) 号による場合も、ミールシステム利用累計額がミールシステム代金を超えた場合、返金はないこととします。

(3) ミールシステム利用累計額はシステム上計算される金額とし、組合員番号の設定されていない本約款第 24 条に定める仮ミールシステムでの利用分については本約款第 19 条でいうミールシステム代金を月割りして（以下、月割りという）算出した利用金額（1 ヶ月未満は 1 ヶ月単位に切り上げ）を適用することとします。

(4) (1) 号の理由による返金以外の中途解約の場合は、(1) 号の返金額から、月割りで算出した 1.5 ヶ月分を違約金として差し引いた金額を返金するものとします。ただし、返金額が月割りで算出した 1.5 か月分に満たない場合、返金はないものとします。

(5) (1) 号による返金はミールシステム利用組合員が、親権に服する子である場合は、親権者の了解を事前にとることを条件とします。

(仮カードの発行)

第 25 条 組合員は、IC カードが発行されるまで、生協所定の手続きにより、当該組合員の認証番号を付与はしないが、電子マネー機能、ポイント機能、ミールシステム機能が使用できる仮カードの発行を受け、組合員カードと同様のサービスを受けることができるものとします。

2 ただし、仮カードは個々の組合員の認証番号が付与されないため、認証番号を活用した利用情報の提供等ができないことを、利用者は予め承諾したものとします。

3 仮カードの発行を受ける際に、あらかじめ生協所定の預託金が定められている場合は、所定の預託金を支払うこととします。

（仮カードの返却）

第 26 条 仮カード組合員が IC カードを入手した場合は、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。本約款第 25 条でいう預託金が定められ、組合員から預託金を預かっていれば、生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を返却します。

（仮カードの残額移行）

第 27 条 仮カードの発行を受けた組合員が仮カードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、大学生協が運営する管理サーバ上のポイント・電子マネー残高、ミールシステム設定を IC カード規則で規定する IC カードに移行することができます。

第 4 節 IC カード利用履歴

（利用履歴の提供）

第 28 条 生協は、組合員の IC カード電子マネー利用及びミールシステムの利用履歴（以下、利用履歴という）の一部を組合員にもしくは組合員の親権者に提供します。

2 利用履歴とは、利用商品、利用の金額、入金額、電子マネー残高・ポイント付与履歴等を指します。

3 利用商品とは生協の店舗、食堂等において POS レジで精算された商品であり、その利用商品名は POS レジに登録されているデータを指します。ただし、POS レジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。

4 利用履歴は、生協が指定する電子媒体（大学生協アプリ、生協の Web サイト「生協マイページ」）もしくは紙媒体によって提供し、その利用は、組合員が申し込みすることで提供されます。

5 組合員は、利用履歴を親権者に提供することを承諾したこととします。

6 生協は提供した利用履歴の不備などにより、組合員及び親権者に不利益が生じた場合であってもその損害を補償しません。

（利用履歴提供の終了・中止・変更）

第 29 条 生協は、組合員に告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあり、利用者は予め承諾したものとします。

2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。

3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。

(1) コンピュータシステムの保守点検

(2) システムの切り替えによる設備更新

(3) 天災、災害による装置の故障

(4) その他予期しない障害の発生

第3章 その他

(損害の負担)

第30条 組合員は、本約款を遵守するものとし、本約款の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

(本約款の変更・廃止)

第31条 生協は、ICカードの基本原則の変更による効力・機能サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

(1) 店舗での掲示

(2) Web サイトへの掲示

(3) この約款の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

(準拠法)

第32条 この約款に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第33条 組合員は、この約款の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

(施行)

本約款は2019年11月25日から施行します。

1. 2023年1月1日 改正施行
2. 2025年9月30日 改正施行
3. 2026年10月1日 改正施行